

主治医用(書式は地域によって異なる場合があります。)

意見書

瑞雲こども園 園長様

園児氏名

病名

月 日から症状も回復し、集団生活に支障が無い状態になったので登園可能と認めます。

年 月 日

医療機関

医師名

印またはサイン

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行は出来るだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できる事が大切です。園児がよくかかる下記の感染症につきまして意見書(診断書)の提出をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

★医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後4日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現数日前から後5日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血、咽頭発赤など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後、医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの。

※令和元年12月より、インフルエンザに罹患した後登園する際は「意見書」では無く「インフルエンザ罹患証明書」の提出に変更となりました。